

第47号

発行日
2023. 2. 17

Super Highway

JR東労組バス関東本部



JR東労組ホームページ

申5号

バス関申 5号「労使議論等軽視の姿勢をただし、法令・労働協約等の遵守を求める申し入れ」団体交渉を行う。 その①

12月1日から現地出退勤の燃料費が10キロ100円から10キロ100円に50円を加算し10キロ150円に変更する事が、職場に周知されました。

私たちが訴えてきた現地出退勤の燃料代が現状に近づいたことは大きな成果であります。しかし、バス関東本部とは、これまで団体交渉での議論経過があります。また、平成11年に現地出退勤の燃料費の扱いについて締結している「燃料費の支給に関する確認メモ」がありますので、組合に説明をせずに一方的に変更することは許されるものではありません。従って、今事象の課題を明らかにし、健全な労使関係の構築のもと、法令・労働協約等が遵守できる体制の構築をめざし、12月13日に団体交渉で議論しました。主な議論は下記の通りです。

要求項目

1. この間、団体交渉等により労使議論を行ってきたにも関わらず、事前説明が行われなかった理由と経過を明らかにすること。
2. 緊急措置を実施する判断に至った理由と経過を明らかにすること。

会社回答

- ①これまでの貴側との団体交渉等における議論を経て、また現下の燃料単価の高止まりが継続している状況等を鑑み、2022年11月末の時点で当面の間緊急的措置が必要との判断に至り、年末年始輸送前に対応していく事を主眼に同年12月1日実施とし、貴側への説明が実施日以降での報告となったものである。
- ②会社としては11月末の時点で緊急に措置が必要という判断。そして即効性が必要で、時間がなかった。その結果、実施日以降での報告になった
- ③11月30日に社内に周知したが、11月29日に会社として判断している状況であり、労使議論を軽視することを意図して事後報告をしたわけではない。事前に連絡をしなかったことについては、我々の落ち度である。そこについてはお詫び申し上げるとともに、今後ないように努めたい。
- ④会社としても問題意識を持って議論をしてきた。現地出退勤での社員の持ち出しや負担をなくするのは必要と考えた。

その②へ続く

JRバス関東で働く仲間を一つに!

第48号

Super
Highway



JR東労組ホームページ

発行日

2023. 2. 17

JR東労組バス関東本部

申5号

バス関申5号「労使議論等軽視の姿勢をただし、法令・労働協約
遵守を求める申し入れ」団体交渉を行う。 その②

要求項目

3. 10キロ100円に対して、燃料調整単価を50円とした根拠を明らかにすること。
4. 2023年4月以降の燃料調整単価に関する考えを明らかにすること。

会社回答

- ①資源エネルギー庁が公表する石油製品小売価格統計、及び国土交通省が公表する自動車の燃費性能の評価等を参考にして判断している。2023年4月以降については、同年3月中に緊急措置の延長認否を判断する。
- ②現時点で1リッターいくらになったら戻すというのは明確にはない。

要求項目

5. 議事録確認と確認メモ等の労働協約に対する、会社の認識を明らかにすること。

組合

- 議事録確認と確認メモは、労働協約として有効なのか。
- 今回、確認メモを労働協約と同一視していないという考え方によって、このような事になった。
- 認識を合わせないと、今後も同じような事が起きてしまう。

会社回答

- ①議事録確認及び確認メモ等については労働組合法第14条に定める効力発生要件を充足するものと考えている。
- ②労働条件、労使間の条約があり、そこに付随して議事録確認と確認メモがある。広い意味では協約である。そこは否定していない。
- ③今回、確認メモが存在することに気付けなかった。時間が無い中で事後報告になってしまった。そこも含めて反省する事はある。

要求項目

6. 労使議論等を重要視し、法令・労働協約等を遵守できる体制を構築すること。

組合

- 申3号でも同様の議論をしている。またかという思いしかない。

会社回答

- ①引き続き貴側と締結している労働協約等を遵守し、貴側と締結する「労使間の取り扱いに関する協定（平成24年10月1日締結）」に則り、誠実に義務を履行していく事に変わりはない
- ②了解。何かあれば指摘して頂き、正すことは正す。
- ③今回のようなことが再発しないようにしたい。